

第二号様式

【表紙】

【提出書類】

公開買付届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【届出者の氏名又は名称】（１）

【届出者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】（２）

【代理人の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】（３）

名称

_____（所在地）

第１【公開買付要項】

１【対象者名】

２【買付け等をする株券等の種類】（４）

３【買付け等の目的】（５）

４【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】（６）

（１）【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

買付け等の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 営業日）
公告日	
公告掲載新聞名	

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

③【期間延長の確認連絡先】

（２）【買付け等の価格】

株券	
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券（ ）	
株券等預託証券（ ）	
算定の基礎	
算定の経緯	

（３）【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
	（株）	（株）	（株）
合計			

５【買付け等を行った後における株券等所有割合】（７）

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）	
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（ 年 月 日現在）	

(個) (d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個) (f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(年 月 日現在)(個) (g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個) (i)	
対象者の総株主等の議決権の数(年 月 日現在)(個) (j)	
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j) (%)	
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i)) × 100 (%)	

6【株券等の取得に関する許可等】(8)

- (1)【株券等の種類】
- (2)【根拠法令】
- (3)【許可等の日付及び番号】

7【応募及び契約の解除の方法】(9)

- (1)【応募の方法】
- (2)【契約の解除の方法】
- (3)【株券等の返還方法】
- (4)【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

8【買付け等に要する資金】(10)

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	
その他(c)	
合計(a) + (b) + (c)	

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1		—		
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

③【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
--	--------	---------	---------	--------

1		—		
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
計(c)			

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
計(d)	

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】(11)

(1)【名称】

(2)【本店の所在地】

(3)【代表者の役職氏名】

(4)【資本金の額】

(5)【会社の目的及び事業の内容】

(6)【最近3年間の1株当たり配当額等の状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

(7)【最近の株価及び株式売買高の状況】

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名							
月別							
最高株価							
最低株価							
売買高							

10【決済の方法】(12)

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

(2)【決済の開始日】

(3)【決済の方法】

(4)【株券等の返還方法】

11【その他買付け等の条件及び方法】(13)

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

(4)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

(5)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

(6)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

(7)【公開買付けの結果の開示の方法】

第2【公開買付者の状況】(14)

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】(15)

①【会社の沿革】

②【会社の目的及び事業の内容】

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

④【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
計	—		

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2)【経理の状況】(16)

①【貸借対照表】

②【損益計算書】

③【株主資本等変動計算書】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】(17)

①【公開買付者が提出した書類】(18)

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期(自 年 月 日 至 年 月 日)
年 月 日 財務(支)局長に提出

ロ【半期報告書】

事業年度 第 期中(自 年 月 日 至 年 月 日)
年 月 日 財務(支)局長に提出

ハ【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を 年 月 日に
財務(支)局長に提出

②【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

2【会社以外の団体の場合】

(1)【団体の沿革】

(2)【団体の目的及び事業の内容】

(3)【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】

(4)【役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴】

3【個人の場合】

(1)【生年月日】

(2)【職歴】(19)

(3)【破産手続開始の決定の有無】(20)

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】(21)

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】 (年 月 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等信託受益証券 ()		—	
株券等預託証券 ()		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

(年 月 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等信託受益証券 ()		—	
株券等預託証券 ()		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

① 【特別関係者】 (年 月 日現在)

氏名又は名称	
住所又は所在地	
職業又は事業の内容	
連絡先	
公開買付者との関係	

② 【所有株券等の数】 (年 月 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等信託受益証券 ()		—	
株券等預託証券 ()		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

2 【株券等の取引状況】(22)

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】(23)

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】(24)

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

- 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】(25)
- 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】(26)

第5【対象者の状況】(27)

- 1【最近3年間の損益状況等】(28)

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

- 2【株価の状況】(29)

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名							
月別							
最高株価							
最低株価							

- 3【株主の状況】(30)

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）									—
所有株式数（単位）									
所有株式数の割合（％）								100	—

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

①【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
計	—		

②【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）

計	—	—		

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】(31)

(1)【対象者が提出した書類】(32)

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期(自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日 財務(支)局長に提出

②【半期報告書】

事業年度 第 期中(自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日 財務(支)局長に提出

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書、②の半期報告書の提出後、本届出書提出日(年 月 日)までに、臨時報告書を 年 月 日に財務(支)局長に提出

④【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を 年 月 日に財務(支)局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】(33)

6【その他】(34)

(記載上の注意)

(1) 届出者の氏名又は名称

複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、それぞれの者について記載すること。

(2) 代理人の氏名又は名称

非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者(以下この(2)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること。

(3) 縦覧に供する場所

第33条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。

(4) 買付け等をする株券等の種類

買付け等をする株券等に旧新株引受権証券等が含まれる場合には、その旨を記載すること。

(5) 買付け等の目的

買付け等の目的について具体的に記載すること。

たとえば、

- a 支配権取得又は経営参加を目的とする場合には、支配権取得又は経営参加の方法及び支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載すること。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性も記載すること。

- b 純投資又は政策投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載し、長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付け等を行う場合には、その必要性を具体的に記載すること。
 - c 買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載すること。
 - d 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第2 公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「1 会社の場合」の「(2) 経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び届出日において所有する当該株券等の数を記載すること。なお、当該第三者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。（17）及び（31）において同じ。）に該当する者である場合には、「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」に掲げる事項のうち「(1) 会社の概要」と同一の事項に代えて、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」と同一の事項を記載することができる。
 - e 買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等が上場又は店頭登録の廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由について具体的に記載すること。
- (6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数
- a 「届出当初の期間」欄には、届出日現在における公開買付期間を記載すること。
 - b 「対象者の請求に基づく延長の可能性の有無」欄には、法第27条の10第3項の規定により当該公開買付けの期間が延長される可能性がある場合に、例えば「法第27条の10第3項の規定により、公開買付対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は○月○日までとなります。」等詳細に記載し、延長される可能性がない場合には「当該事項なし」と記載すること。
 - c 「期間延長の確認連絡先」欄には、期間延長の有無、延長後の公開買付期間の末日等を問い合わせる場合の連絡先及び確認受付時間等を記載すること。
 - d 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。
- なお、株券等が投資証券又は新投資口予約権証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の記載を省略し、「投資証券」及び「新投資口予約権証券」欄を設けて記載すること（「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。
- 株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること（「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。
- e 「算定の基礎」欄には、買付価格の算定根拠を具体的に記載し、買付価格が時価と異なる場合や当該買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、そ

の差額の内容も記載すること。

株券等の種類に応じた公開買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容を具体的に記載すること。

- f 「算定の経緯」欄には、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に記載すること。公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする会社その他の法人である場合であって、買付価格の公正性を担保するためのその他の措置を講じているときは、その具体的内容も記載すること。
 - g 「買付予定数」の欄には、法第27条の3第1項に規定する買付予定の株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数を記載すること。
 - h 「買付予定数の下限」欄には、法第27条の13第4項第1号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、当該記載された数を記載すること。
 - i 「買付予定数の上限」欄には、法第27条の13第4項第2号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときはその超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、買付け等を行う当該株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数の上限を記載すること。
- (7) 買付け等を行った後における株券等所有割合
- a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、新投資口予約権証券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式又は投資口に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。

現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。

「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者（法第27条の2第7項第1号に掲げる者については、第3条第2項で定める者を除く。（21）のa、(23)及び(24)において同じ。）の所有する株券等（令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権（法第27条の5第2号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下（7）及び(21)において同じ。）の数が総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の100分の1に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。
 - b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告

書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。（27）において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

- (a) 直近に提供され、又は公表された特定証券情報（法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）又は発行者情報（法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）に含まれた総株主等の議決権の数
 - (b) (a)に掲げる総株主等の議決権の数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に総株主等の議決権の数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた総株主等の議決権の数で直近のもの
 - c 株券等所有割合は小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁まで記載すること。
 - d 各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第147条第1項若しくは第148条第1項（これらの規定を同法第228条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第181条第1項、第182条第1項、第212条第1項若しくは第213条第1項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする（（21）のaにおいて同じ。）。
- (8) 株券等の取得に関する許可等
- 届出日までに許可等がない場合には、「（3）許可等の日付及び番号」は記載を要しない。この場合には、当該許可等があった時点で訂正届出書を提出すること。
- (9) 応募及び契約の解除の方法
- a 「（1）応募の方法」には、応募の方法を具体的に記載し、応募に際し株券等を提出させる場合には、その方法を具体的に記載すること。
 - b 「（2）契約の解除の方法」には、法第27条の12第1項の規定による契約の解除の方法について具体的に記載し、令第14条の2で定める方法による場合には、解除書面を受領する権限を有する者の氏名又は名称及び本邦内の住所、居所又は所在地を記載すること。
 - c 応募に際し株券等を提供させる場合には、契約の解除があった場合の株券等の返還方法及び返還時期等を「（3）株券等の返還方法」に記載すること。
 - d 「（4）株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地」は、応募に際し株券等を提供させる場合に記載すること。
- (10) 買付け等に要する資金
- a 「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数を乗じて得た金額を記載すること。
なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。
 - b 「金銭以外の対価の種類」欄及び「金銭以外の対価の総額」欄には、買付け等の対価として引き渡す有価証券等の種類及び総額を記載すること。
 - c 「買付手数料」欄には、買付け等に関して手数料を支払う場合に当該手数料の額を記載すること。
 - d 「その他」欄には、公告に要する費用、弁護士に支払う報酬等の額を記載すること。

- e 「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄には、普通預金、通知預金等の種類別に、届出日の前々日又は前日（当日が銀行等の休日であるときは、その前日）の銀行等の終業時における残高（借入債務の担保に供されているもの等引出しが制限されているものを除く。）を記載すること。
 - f 「届出日前の借入金」欄には、届出日前に買付け等に要する資金として借り入れたものがある場合に記載すること。
 - g 借入先が金融機関である場合で、借入金が買付け等の資金に充てることを明らかにせずに借り入れたものである場合には、当該借入金については「金融機関」欄の「1」欄に記載すること。この場合には、当該借入金については、「借入先の名称等」欄は記載しないで「借入先の業種」欄、「借入契約の内容」欄及び「金額」欄のみ記載するとともに、当該借入金に係る借入先の業種、借入先の名称及び所在地、借入契約の内容及び金額を記載した書面を作成して本届出書に添付すること。公開買付者が法第27条の3第4項の規定により本届出書の写しを送付する際は、当該書面の写し及び当該借入金に係る契約書の写しを添付せずに送付すること。

借入先が金融機関である場合で、借入金が買付け等の資金に充てることを明らかにして借り入れたものである場合には、当該借入金については「金融機関」欄の「2」欄に記載すること。

借入先が金融機関以外の者である場合には、その借入金については「金融機関以外」欄に記載すること。
 - h 「借入先の業種」欄には、金融機関の場合にはその種類、金融機関以外の場合には貸金業者、個人等、具体的に記載すること。
 - i 「借入先の名称等」欄には、借入先の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。
 - j 「借入契約の内容」欄には、借入れの方法、借入条件及び担保の状況を記載すること。
 - k 「その他資金調達方法」欄には、「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄及び「届出日以後に借入れを予定している資金」欄に記載したもの以外の資金の調達を予定している場合に、その内容及び金額を記載すること。
 - l 「(3) 買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等」には、有価証券をもって買付け等の対価とする場合に当該有価証券の発行者と公開買付者との関係を具体的に記載するとともに、当該有価証券の種類に応じ必要な事項（たとえば、交換後の最初の利益配当又は利息支払の時期、社債券の発行条件）を記載すること。
- (11) 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況
- 有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。
- なお、買付け等の対価とする有価証券の発行者が株式会社以外の者である場合には、株式会社である場合に準じて記載すること。
- a 買付け等の対価とする有価証券の発行者が公開買付者である場合には、発行者が公開買付者である旨、「(6) 最近3年間の1株当たり配当額等の状況」及び「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」を記載すること。
 - b 「(5) 会社の目的及び事業の内容」には、定款に記載された目的を記載し、現在営んでいる事業について分かりやすく説明すること。
 - c 買付け等の対価とする有価証券が投資証券等又は新投資口予約権証券等である場合には、「(6) 最近3年間の1株当たり配当額等の状況」欄中「1株当たり」とあるのは「投資一口当たり」と「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」欄中「株価」とあるのは「一口価格」と、「株式売買高」とあるのは「投資

口売買高」と読み替えて記載すること。

- d 「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」には、届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。
 - (a) 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場及び株式売買高を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。
 - (b) 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場及び株式売買高を記載すること。
 - (c) その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を記載すること。この場合には、株式売買高の記載を要しない。
 - (d) 投資口が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。
- (12) 決済の方法
- a 「(2) 決済の開始日」には、法第27条の10第3項の規定により公開買付期間が延長される可能性がある場合に、延長後の公開買付期間に対応する決済の開始日を注記すること。
 - b 「(3) 決済の方法」には、買付代金を支払い、又は対価として有価証券等を引き渡す際に買付け等の通知書の呈示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。
 - c 「(4) 株券等の返還方法」には、応募に際し株券等を提供させる場合であって、法第27条の11第1項の規定による公開買付けに係る申込みの撤回及び契約の解除があった場合及び法第27条の13第4項各号に掲げる条件を付した場合であって当該条件に基づき応募株券等の買付け等をしないこととなった場合には、株券等を郵送により返還すること等返還の方法を具体的に記載するとともに、それぞれの場合について返還開始日を記載すること。
- (13) その他買付け等の条件及び方法
- a 「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、第32条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。

また、法第27条の13第4項第1号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を、株券等の種類ごとに付した場合における、当該条件の内容（一部の種類の株券等について応募株券等の数の合計があらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときに、当該種類の株券等について応募株券等の全部の買付け等をしないことや他の種類の株券等についても応募株券等の全部の買付け等をしないこと等）を具体的に記載すること。
 - b 「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」には、令第14条第1項各号に掲げる条件の有無及び内容並びに同条第2項に定める事項が発生した場合には撤回等を行うことがある旨を記載するとともに、撤回等の公告又は公表の方法を記載すること。
 - c 「(3) 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法」には、法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が株式の分割その他の政令で定める行為を行った場合には買付け等の価格

の引下げを行うことがある旨の条件の有無及び内容を記載するとともに、引き下げた場合の公告及び公表の方法を記載すること。

d 「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」には、法第27条の12の規定の内容を分かりやすく記載すること。

e 「(5) 買付条件等の変更をした場合の開示の方法」には、買付条件等を変更することがある場合にはその旨を記載するとともに、買付条件等の変更の方法及び変更前に既に応募した者の取扱いについて記載すること。

f 「(6) 訂正届出書を提出した場合の開示の方法」には、訂正届出書を提出した場合における公告の方法及び公開買付説明書の訂正方法について記載すること。

g 「(7) 公開買付けの結果の開示の方法」には、公開買付期間の末日の翌日に公告又は公表を行う旨及びその方法について記載すること。

(14) 公開買付者の状況

複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、それぞれの者について記載すること。

(15) 会社の概要

a 「① 会社の沿革」には、創立の経緯、商号の変更、合併、増減資等による資本の変動、事業目的の変更、工場の新設等主な変遷につき簡単に記載すること。

b 「② 会社の目的及び事業の内容」には、定款に記載された目的を記載し、現在営んでいる事業について分かりやすく説明すること。

c 「③ 資本金の額及び発行済株式の総数」には、届出日現在の資本金の額及び発行済株式の総数を記載すること。

d 「④ 大株主」には、所有株式（他人又は仮設人名義のものを含み、自己株式を除く。）の数の多い順に、10名程度の株主について記載すること。なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。

e 「⑤ 役員の職歴及び所有株式の数」には、届出日現在の役員（監査役を含む。）について記載すること。なお、会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に名称を、「職歴」欄に簡単な沿革を記載すること。

(16) 経理の状況

a 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定めるところにより記載すること。

(a) 公開買付者が有価証券報告書の提出者であって連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）の規定により作成した連結財務諸表をいう。以下同じ。）を作成している場合
連結財務諸表（連結附属明細表を除く。）を記載すること。

(b) (a)に掲げる場合以外の場合

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）の規定により作成した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしてい

るもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

- b a (a)又は(b)に定める財務諸表は、最近事業年度のものを記載すること。
ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近事業年度の財務諸表とともに当該半期報告書に記載した中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書 (a (b)に掲げる場合にあっては、中間貸借対照表及び中間損益計算書) を記載すること。
- c 金額の表示は原則として百万円単位とすること。

(17) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

- a 「(1) 会社の概要」及び「(2) 経理の状況」を記載した場合には、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」の記載を要しない。
- b 公開買付者が継続開示会社に該当する者である場合には、「(1) 会社の概要」及び「(2) 経理の状況」に代えて、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」を記載することができる。

(18) 公開買付者が提出した書類

- a 届出書の提出日において既に提出されている公開買付者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
- b 公開買付期間中に、有価証券報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨 (当該有価証券報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。) 記載すること。
- c 「ハ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

(19) 職歴

過去5年間の職歴を記載すること。

(20) 破産手続開始の決定の有無

過去5年間に、破産手続開始の決定を受けたことがある場合には、その内容を記載すること。

(21) 株券等の所有状況

- a 株券等の数は、第8条の規定による議決権の数を記載すること。また、公開買付開始公告を行った日において公開買付者及び特別関係者が所有する株券等 (令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。) に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権の数が総株主等の議決権の100分の1以上に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

- b 複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、「(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計」にはそれぞれの者について記載すること。
- c 「所有する株券等の数」欄には、自己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもって所有する (令第7条第1項第1号及び第4号から第6号までに掲げる場合を含む。) 株券等の数を記載すること。
- d 「令第7条第1項第2号に該当する株券等の数」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主又は投資主としての議決権を行使す

ることができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）の数を記載すること。

- e 「令第7条第1項第3号に該当する株券等の数」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。

(22) 株券等の取引状況

- a 公開買付者（公開買付者が法人等である場合は、その取締役、監査役、理事、監事又はこれらに準ずる者を含む。）が届出日前60日間に取引した株券等の種類ごとの総数を記載すること。
- b 相対売買（相続及び贈与を含む。）がある場合には、株券等の種類ごとにその総数を内書きし、欄外に相手先及び当該相手先ごとの数を記載すること。

(23) 当該株券等に関して締結されている重要な契約

公開買付者及びその特別関係者の所有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を法人格のない組合、社団等の業務執行組合員等として所有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。

(24) 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約

公開買付者及びその特別関係者が届出日前に株券等の買付け等の予約を行っている場合又は株券等の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。）を行っている場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うこととなる株券等がある場合には、当該契約の内容、相手方、当該契約に係る株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（オプションにあつては、オプションの行使日）について記載すること。公開買付者及びその特別関係者が届出日前に第2条の2に規定する社債券を取得している場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うことになる株券等がある場合には、当該社債券の内容、発行者、当該社債券の償還により交付される株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（償還を受ける日）について記載すること。株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う旨の契約を締結している場合には、当該契約があること及びその内容を記載すること。

(25) 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容

最近の3事業年度における公開買付者と対象者又はその役員との間の重要な取引の有無及び内容を記載すること。

(26) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者又はその役員との間の、公開買付けによる株券等の買付け等、買付け後の重要な資産の譲渡等に関する合意の有無及びその内容を記載するとともに、公開買付者が当該役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。

公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であつて対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社とする会社その他の法人等である場合には、当該公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程を具体的に記載すること。利益相反を回避する措置を講じているときは、その具体的内容も記載すること。

(27) 対象者の状況

「2 株価の状況」、「5 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の

内容等」及び「6 その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。

また、株券等が特定投資家向け有価証券である場合には、対象者が提供し、又は公表した最近の特定証券情報又は発行者情報によるものとし、当該特定証券情報又は発行者情報の提供又は公表の年月日を明示すること。ただし、特定証券情報又は発行者情報にこれらの情報が含まれておらず、かつ、他の方法によりこれらの情報を把握することができない場合には、その旨を記載することによりこれらの情報を記載しないことができる。

(28) 最近3年間の損益状況等

「損益の状況」欄には、百万円単位で記載することができる。

なお、株券等が投資証券等又は新投資口予約権証券等である場合には、「損益の状況」欄中「売上高」とあるのは「営業収益」と、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」とあるのは「営業費用」と、「1株当たりの状況」欄中「1株当たり当期純損益」とあるのは「1口当たり当期純損益」と、「1株当たり配当額」とあるのは「1口当たり分配金額」と、「1株当たり純資産額」とあるのは「1口当たり純資産額」と読み替えて記載すること。

(29) 株価の状況

届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

- a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。
- b 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載すること。
- c その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。
- d 投資口が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。この場合において、「最高株価」とあるのは「最高1口価格」と、「最低株価」とあるのは「最低1口価格」と読み替えて記載すること。
- e aからdまでのいずれにも該当しない場合であって、過去においてaからdのいずれかに該当していたことがあるときは、該当していた期間のうち最近7月間の月別の相場を記載し、その旨を注記すること。

(30) 株主の状況

- a 届出日までに半期報告書又は臨時報告書（法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいう。）が提出され、これらの報告書に主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、それを「(2) 大株主及び役員の所有株式の数」に注記すること。
- b 株券等が投資証券等又は新投資口予約権証券等である場合には、「所有者別の状況」欄中「株式の状況（1単元の株式数 株）」とあるのは「投資口の状況」と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「所有株式数の割合」とあるのは「所有投資口数の割合」と、「大株主及び役員の所有株式の数」の「役員」欄中「所有株式数（株）」とあるのは「所有投資口数（口）」と、「発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合」とあるのは「発行済投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項において準用する会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない投資口を除く。）の総数に対する所有投資口数の割合」と読み替え

て記載すること。この場合「所有者別の状況」欄中「単元未満株式の状況（株）」及び「大株主及び役員の所有株式の数」の「大株主」欄の記載を省略すること。

- c 「(2) 大株主及び役員の所有株式の数」の「① 大株主」について、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。また、所有株式数からは、自己株式数を除くものとする。
- d 「(2) 大株主及び役員の所有株式の数」の「② 役員」について、会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に名称を記載すること。

(31) 継続開示会社たる対象者に関する事項

- a 「1 最近3年間の損益状況等」及び「3 株主の状況」を記載した場合には、「4 継続開示会社たる対象者に関する事項」の記載を要しない。
- b 対象者が継続開示会社に該当する者である場合には、「1 最近3年間の損益状況等」及び「3 株主の状況」に代えて、「4 継続開示会社たる対象者に関する事項」を記載することができる。

(32) 対象者が提出した書類

次に掲げるものを除き、(18)に準じて記載すること。

- a 届出書の提出日において既に提出されている対象者の最近2事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書（法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいい、当該有価証券報告書又は半期報告書のうち直前に提出されたものの提出日以降届出日までの間に企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号又は第9号を提出理由として提出されたものに限る。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
- b 「② 半期報告書」については、半期報告書に主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、その旨付記すること。
- c 「③ 臨時報告書」については、その提出理由について、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号又は第9号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

(33) 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等

法第167条第5項第8号の規定の適用を受けようとする場合には、同号イからハまでに掲げる事項を記載すること。

(34) その他

投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報を記載すること。対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、特定証券情報及び発行者情報に記載又は表示されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。